

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 8 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成23年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に平成23年3月31日まで勤務したが、年金記録によると、同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同年3月31日となっている。同社に確認したところ、届出を誤ったとしているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された社員確認リスト、平成23年賃金台帳及び同社の回答により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日を

誤って届出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 北海道厚生年金 事案 4987

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日  
年金記録によると、A社から平成 17 年 12 月に支給された賞与の記録が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社が給与関係事務を委託していたB事務所から提供された賞与明細一覧表及び金融機関から提供された申立人に係る普通預金元帳の記録により、申立人は、平成 17 年 12 月 9 日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料の控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明である旨回答しているとともに、破産管財人は、破産処理に必要な書類以外は保管していない旨の回答をしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 北海道厚生年金 事案 4988

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月31日は14万7,000円、19年7月20日は16万5,000円、同年12月18日は16万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月31日  
② 平成19年7月20日  
③ 平成19年12月18日

申立期間①、②及び③にA社から賞与が支給されたが、年金記録によると、標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①について、申立人から提出された賞与明細書及び給与振込口座に係る預金通帳により、申立人は、平成18年8月1日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人と同じ正社員であったとする同僚から提供された預金通帳の写し及び当該事業所から別の申立てにおいて提出された賃金台帳により、平

成 18 年 7 月 31 日に賞与が支給され、当該賞与は、翌日の同年 8 月 1 日に振り込まれていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、14 万 7,000 円とすることが妥当である。

- 3 申立期間②及び③について、申立人から提出された給与振込口座に係る預金通帳、当時、申立人が給与明細書及び賞与明細書の内容を書き写したとするメモ等から判断すると、申立人は、平成 19 年 7 月 20 日及び同年 12 月 18 日に当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記資料により推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間②は 16 万 5,000 円、申立期間③は 16 万 2,000 円とすることが妥当である。

- 4 申立人の各申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から協力が得られないことから不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から50年3月まで

私は、昭和50年3月にA市の専門学校を卒業し、同年4月の就職の前に一時的にB市の実家に戻った際、国民年金保険料を続けて納付していくようにと母から国民年金手帳を渡された。私の両親が、私の国民年金加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付してくれていたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年3月頃に、申立人の母親から現在所持している国民年金手帳を渡されたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の番号の被保険者資格取得状況調査等から、51年6月頃に払い出されたものと推認される上、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年6月の時点では、申立期間のうち49年1月から同年3月までの国民年金保険料については時効により納付できず、同年4月から50年3月までの保険料についても、遡って納付された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の両親は既に死亡しており、申立期間の国民年金の加入及び国民年金保険料の納付状況について聴取できず、申立人は、申立期間当時、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与していないことから、申立人の国民年金の加入及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人及び申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から52年3月まで

私は、高校卒業後、家業の農業に従事していたが、20歳になった時、父が私の国民年金の加入手続をしてくれたことを覚えている。当時、両親も国民年金に加入しており、国民年金保険料については、A農業協同組合の父の組合員勘定から自動引き落としにより家族全員の保険料を納付していた。しかし、私だけ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時、申立人の父親が申立期間に係る国民年金の加入手続を行い、農業協同組合の父親の組合員勘定から申立人の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、申立期間における申立人の国民年金の加入及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号管理簿により、昭和52年10月13日に払い出されていることが確認できることから、申立人は同年10月頃に国民年金の加入手続を行い、20歳到達時である44年\*月まで遡って国民年金被保険者資格を取得したものと認められる上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の検索においても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、組合員勘定から国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親

は、特殊台帳（マイクロフィルム）により申立人が国民年金に加入する以前から毎年11月に1年分の保険料を前納していることが確認でき、申立人及びその妻の保険料は、同じく特殊台帳により53年11月から申立人の両親と同様に1年分の保険料を前納していることが確認できることから、申立人は、当該時点から組合員勘定による保険料の納付を開始したと考えるのが自然であり、申立期間の保険料を組合員勘定から納付していたとする申立人の主張と相違する。

加えて、B市の申立人に係る国民年金被保険者名簿においても、申立期間の国民年金保険料は未納となっており、特殊台帳及びオンライン記録の納付記録と符号する。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から51年3月まで

申立期間のうち、結婚前の昭和47年1月までは、私の未納となっていた国民年金保険料を、父がまとめて47年に納付したと夫が私の父から聞いた。結婚後は、嫁ぎ先の農業協同組合の組合員勘定口座から引き落としで納付していたと思う。

国民年金保険料の納付を証明できる領収証書等はないが、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚前の昭和47年1月までの国民年金保険料は、実家の父親が同年にまとめて納付してくれ、結婚後は、嫁ぎ先の農業協同組合の組合員勘定口座から引き落としで納付していたと思うと主張しているが、申立人は申立期間の保険料の納付には直接関与していない上、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父親及び義理の両親は既に死亡しており、申立人の母親は高齢により申立期間当時の国民年金の加入及び保険料の納付について証言を得ることができず、申立人の夫からも結婚後の申立人の保険料の納付について具体的な供述が得られないため、申立人の申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、国民年金の加入手続について、誰が行ったか分からないと述べているところ、国民年金被保険者台帳管理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年2月18日に払い出されていることが確認でき、申立人は同年2月頃に加入手続を行い、20歳到達時である45年\*月\*日まで遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認される上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は、申立

期間当時、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿においても、申立期間に係る国民年金保険料は未納となっており、申立人に係る特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録と符合する。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 5 月 11 日から同年 12 月 1 日まで  
② 昭和 46 年 9 月 1 日から 48 年 5 月 11 日まで

私は、昭和 45 年 5 月 11 日から 3 年間、地方公共団体の A 課で臨時職員のタイピストとして継続して勤務していたが、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 課から提出された申立人の在職証明書、申立人が保管する同僚と写っている写真並びに複数の同僚及び給与担当事務職員の供述から判断すると、申立人は、期間の特定はできないものの、申立期間①及び②において、A 課に臨時職員のタイピストとして勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B 課は、「臨時職員取扱要綱によると、臨時職員には、1 か月を超え 5 か月以内の期間を定めて任用される者（第 1 種臨時職員）及び 1 か月以内の期間を定めて任用される者（第 3 種臨時職員）が規定されており、前者は厚生年金保険に加入させ、後者は厚生年金保険には加入させないことになっている。」と回答しているところ、当該事業所から提出された申立期間①の一部について申立人の在職を証明する資料によると、任用期間が、昭和 45 年 5 月 11 日から同年 6 月 9 日までの期間（26 日間）、同年 6 月 15 日から同年 7 月 14 日までの期間（26 日間）及び同年 7 月 20 日から同年 8 月 1 日までの期間（12 日間）となっており、いずれの期間も 1 か月以内の任用であることが確認できる。

また、当該事業所の給与担当事務職員は、「臨時職員の任用期間は 5 か月ま

であり、更新しても最大10か月であった。正規の任用では社会保険に加入させ保険料も控除していたが、正規の任用ではない場合は社会保険には加入させず、保険料も控除していない。申立人は、正規の任用ではない勤務を続けていた。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間①又は②において、厚生年金保険被保険者記録が確認できる10人（申立人が名前を挙げた5人を含む。）に照会し、回答が得られた7人のうち5人は、自身の記憶する勤務期間の一部について厚生年金保険被保険者記録が確認できないところ、そのうち一人は、「厚生年金保険の無い時期には、健康保険も無いのでけがをしないようにと言われたので、厚生年金保険に加入していなかったことは確かである。」と供述している。

加えて、申立人の雇用保険被保険者記録と厚生年金保険被保険者記録は一致していることが確認できる上、上記5人のうち雇用保険被保険者記録が確認できた4人の当該記録と厚生年金保険被保険者記録も一致していることが確認できる。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4990

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月11日から7年3月1日まで

申立期間は、A社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

当該事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、A社が作成したとする、申立期間当時、同社に在籍していた警備員（申立人を含む。）の名前及び採用年月日が記載されている資料及び申立人の名前が確認できる見積書並びに複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、少なくとも平成5年2月11日から7年1月10日までの期間について、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成8年9月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主から協力が得られないことから、商業・法人登記簿謄本により、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できる者（前述の事業主を除く。）のうち、所在が確認できた二人に照会したところ、回答が得られた一人は、「申立人がA社に勤務していたことは覚えているが、社会保険事務については、事務担当者に任せていたため分からない。」と供述しており、同人が名前を挙げた当時の事務担当者二人は、所在が不明であるか又は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、上述の申立期間当時に在籍していた警備員の名前及び採用年月日が記載されている資料には、申立人を含む警備員34人の名前が記載されていることが確認できるが、オンライン記録によると、当該34人のうち19人について

は、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、申立人を含む15人については、同保険の加入記録が確認できないことから判断すると、当時、当該事業所では、従業員全員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録により、申立期間及びその前後の期間において、厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚のうち、生存及び所在が確認できた16人に照会し、5人から回答が得られたものの、いずれの者からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4991

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 15 日から 46 年 10 月 24 日まで  
申立期間は、A社の事業主宅にお手伝いとして働いていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い。

また、商業・法人登記簿謄本によると、A社は既に解散しており、申立期間当時の事業主も死亡していることから、当時の事業主の孫で、解散時の取締役であった者に照会したところ、「申立人が、祖父の家のお手伝いとして働いていたことは記憶しているが、当時の資料を保管しておらず、当時のことは何も分からない。」と回答している。

さらに、申立人は、A社の従業員であったとする上司及び同社の事業主宅に同時期に採用されたとする同職種の同僚二人の名前を挙げているところ、当該3人のうち、唯一個人を特定することができた同職種の同僚は、「A社の事業主宅には、申立人と同時期に採用され、1年弱の期間働いていた。当時、1か月の給与は5,000円であり、給与からは何も控除されておらず、その全額が支給されていた。厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述しており、この供述は、申立人の供述内容と符合している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4992(事案 3149、4280 及び 4453 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 3 月 17 日から同年 4 月 1 日まで  
② 昭和 59 年 10 月 1 日から 62 年 11 月 30 日まで

昭和 57 年 3 月 17 日から 62 年 11 月 30 日まで A 社に勤務したが、年金記録によると、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は 57 年 4 月 1 日、同資格喪失日は 58 年 1 月 1 日となっていることから、被保険者資格取得日について 2 回、同喪失日については 3 回にわたり、第三者委員会に対し、年金記録の訂正を申し立てたところ、被保険者資格喪失後の一部の期間について、被保険者であったことが認められたものの、申立期間①及び②については、いずれの申立てにおいても認められないとの通知をもらった。

今回、新たな資料が見付かったので、再度、申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、i) A 社は、平成 14 年 12 月 3 日に解散している上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できないこと、ii) 雇用保険の被保険者記録によると、申立人の同保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日の昭和 57 年 4 月 1 日であることが確認できること、iii) 申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 12 人に照会したところ、回答が得られた 5 人からは、申立人が申立期間①において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 12 月 24 日付け及び 24 年 3 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、A 社の採用年月日（昭和 57 年 3 月

17 日) が記載されている B 市営住宅 (空き家住宅) 入居申込書、及び申立人が申立期間①において、当該事業所に勤務していた旨が記載されている当時の取締役の供述書を提出しているが、これらの資料からは、申立人の申立期間①における厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできないことから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②に係る申立てについては、退職日の特定はできないものの、申立人が申立期間②中に A 社に勤務していたことは推認できるが、i) 上述のとおり、当該事業所は既に解散している上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、ii) 申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚 12 人に照会し、回答が得られた 5 人、及び当時の取締役からは、申立人の申立期間②における厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったこと、iii) 申立人から提出された、申立期間②において、当該事業所が継続して事業を行っていたとする複数の資料からは、申立人が申立期間②において、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できないこと、iv) 申立人は、申立期間②中の昭和 60 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 18 日までの期間において、国民健康保険に加入していることが確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、22 年 12 月 24 日付け、24 年 3 月 2 日付け及び同年 12 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「申立期間②において一緒に勤務していた同僚の妻は、当時、入院していた。当該同僚は、妻が入院していた医療機関から、当時、妻が健康保険の被扶養者であったとする証明をもらっている。これは、当該同僚が、当時、A 社において健康保険及び厚生年金保険に加入していたことの証明であり、同時期に同社に勤務していた私も同様に、同社において社会保険に加入していたことの証明になるはずである。」旨の主張をしており、当該同僚から提供された当該医療機関の証明書によると、当該同僚の妻が申立期間②中に入院していた期間に加入していた医療保険の種類について、「不明 (社保の家族と思われます。)」と記載されていることが確認できる。

しかしながら、上記証明書からは、申立人が申立期間②において、厚生年金保険に加入していたこと及び同保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない上、当該証明書を作成した医療機関は、「保管されていた国民健康保険の被保険者証の写しにより、入院者の夫の同保険被保険

者資格取得日が確認できることから、同日前は、健康保険に加入していた可能性があると思い、証明書に記載したが、健康保険に加入していたことを確認できる資料は無く、不明である。」旨の回答をしていることから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4993(事案 1454、3850 及び 4520 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで

昭和 61 年 3 月末日まで A 社に勤務したが、年金記録によると、同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は 58 年 1 月 10 日となっていることから、これまで 3 回にわたって、第三者委員会に対し、年金記録の訂正を申し立てたところ、被保険者資格喪失後の一部の期間については申立てが認められたものの、申立期間については、いずれの申立てにおいても認められないとの通知をもらった。

第三者委員会の決定に納得できないので、再度、申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 社の事業主は既に死亡している上、複数の同僚に照会したものの、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得られないこと、ii) 申立人は、昭和 61 年度国民年金保険料納付案内書及び同保険料領収書(写し)を提出し、「昭和 61 年 10 月又は同年 11 月頃に、妻が区役所に連絡したところ、同年 3 月末日に厚生年金保険の被保険者でなくなっているため、同年 4 月まで遡って国民年金保険料を納付するように言われたことを思い出した。これは、申立期間について、A 社において厚生年金保険の被保険者であったこと及び給与から同保険料を控除されていたことの証明である。」と主張しているものの、当該資料からは、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない上、当時、B 市が作成した 61 年度に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、58 年 1 月 10 日と記載されていること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 11 月 13 日、23 年 6 月 3 日及び 25 年 3 月 15 日付けで年金記録の訂正は必

要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、昭和 61 年度から平成 9 年度までの国民年金保険料納付案内書（写し）を提出しているが、上述のとおり、当該資料のうち、申立期間に係る昭和 61 年度と同案内書については、既に提出されている資料であること、また、申立人は、「B 市役所から、区役所で国民年金に加入する時は、必ず、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録の確認を取り、加入者に過去の加入歴を知らせた上で国民年金の加入手続を行い、社会保険事務所に国民年金の加入届を提出するとの説明を受けた。この加入届には、私が、申立期間について、厚生年金保険に加入していたことが記載されていたはずである。」旨の主張をしているが、国民年金被保険者資格の取得に係る届出書の保存期限について、B 市及び日本年金機構は、いずれも 3 年間であると回答している上、B 市は、「申立人に係る国民年金の加入届は残っていない。また、昭和 61 年当時の事務手続について確認できる資料も無い。」と回答していることから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月30日から同年4月1日まで  
② 昭和52年3月1日から同年11月2日まで  
③ 昭和58年1月1日から62年9月1日まで

申立期間①は、勤務先の事業所名が、A社（厚生年金保険の適用事業所名はB社）からC社（厚生年金保険の適用事業所名はB社D支店）に変更となった時期であるが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、昭和52年3月1日から62年8月末日までE社に勤務したが、申立期間②及び③について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録、当時のA社の事業主の「当社とC社は、経営者が異なる別法人であった。当社は、昭和45年1月に倒産したため、その時点で従業員全員を解雇した。」との回答、複数の同僚の「A社が倒産した後、C社が事業を引き継ぐ形になり、同社D支店を設置したと記憶している。」との供述及び当時のC社の事業主の「申立人は、申立期間①当時、当社に勤務していた。」との回答から判断すると、申立人は、C社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、C社は、昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、当時のC社の事業主は、「当時の厚生年金保険の取扱いは分からない。当時のD支店長なら詳しく知っているはずである。」と回答しているも

の、当該D支店長は既に死亡していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、申立人と同様に、昭和45年1月30日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年4月1日にC社において同資格を取得していることが確認できる19人のうち、生存及び所在が確認できた8人に照会し、6人から回答が得られたところ、このうち一人は、「昭和45年2月に、C社のD支店が設置されたが、当時は、倒産したA社の商品を引き継ぐ作業を行っており、非常に慌ただしかった。そのため、社会保険の加入手続が遅れ、申立期間①は、厚生年金保険に加入していなかったと記憶している。」と具体的に供述している上、他の5人からも、申立期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述及び関連資料は得られなかった。

- 2 申立期間②について、複数の同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が、E社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、当該事業所は昭和58年1月10日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主及び当時の事務担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る被保険者原票により、申立人と同日の昭和52年11月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚が二人確認できるところ、このうち、回答が得られた一人は、「私は昭和52年8月に入社したが、入社当初は厚生年金保険に加入しておらず、しばらく経過した後に加入した。」と供述しており、同人が記憶する入社日から約3か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚9人(上記同僚一人を除く。)のうち、雇用保険の被保険者記録が確認できた5人中4人は、同保険の被保険者資格取得日から2か月から3か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事情から判断すると、申立期間②当時、当該事業所では、従業員の採用と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

- 3 申立期間③について、複数の同僚の供述から判断すると、退職日の特定はできないものの、申立人が、E社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記2のとおり、当該事業所は、昭和58年1月10日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間③における厚生年金保険の適用状況及び同保険料

控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る被保険者原票によると、i) 申立人及び申立人と同様に昭和 58 年 1 月に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚 16 人の合計 17 人は、いずれも健康保険被保険者証を返納した記録（被保険者証を滅失した 3 人を含む。）が確認できるとともに、当該 17 人のうち 12 人（申立人を含む。）は、被保険者資格の喪失後、健康保険の任意継続被保険者となった旨の記載が確認できること、ii) 上記 12 人のうち、当時、当該事業所を管轄する社会保険事務所（当時）の管轄区域内に住所地があった 5 人（申立人を含む。）の標準報酬月額について、資格喪失日は 18 万円、同日後の同年 4 月 1 日は 19 万円と記録されており、後者の記録は、随時改定の記録とも考えられるところ、随時改定は、その前の標準報酬月額と比べて、2 等級以上の差が生じた場合に改定されるものであり、前者と後者の標準報酬月額は、1 等級の差しかないことから、後者の標準報酬月額の記録は、随時改定により記録されたとは考え難い一方、当時の健康保険の任意継続被保険者に係る標準報酬月額の上限額は、昭和 57 年度は 18 万円、58 年度及び 59 年度は 19 万円であることから判断すると、昭和 58 年 1 月 1 日（資格喪失日）及び同年 4 月 1 日の標準報酬月額の記録は、健康保険の任意継続被保険者となったことに伴って記載されたものと認められる。

さらに、申立人は、「私の妻は、申立期間③中の昭和 61 年 5 月 5 日から 62 年 5 月 13 日までの期間、医療機関に入院していたが、当該医療機関からは、妻が私の健康保険の被扶養者であったとする証明をもらった。これは、当時、E 社において、健康保険及び厚生年金保険に加入していたことの証明である。」旨の主張をしており、申立人から提出された医療機関の証明書によると、申立人の妻が入院していた昭和 61 年 5 月 5 日から 62 年 5 月 13 日までの期間に加入していた医療保険の種類について、「不明（社保の家族と思われる。）」との記載が確認できるが、i) 当該医療機関は、「保管されていた国民健康保険の被保険者証（平成 11 年 12 月 1 日交付）の写しにおいて、申立人の同保険の資格取得日が、昭和 62 年 9 月 1 日であることが確認できることから、同日前は、健康保険に加入していた可能性があると思い、証明書に記載したが、申立人が健康保険に加入していたことを確認できる資料は無く、不明である。」旨の回答をしていること、ii) 申立人から提出された、当該医療機関から交付されたとする申立人の妻に係る診療録には、健康保険の任意継続被保険者に係る被保険者証の記号番号（F 任継\*）が記載されているところ、当該事業所に係る被保険者原票によると、当該記号番号は、申立人が、58 年 1 月 1 日に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、健康保険の任意継続被保険者となった際の記号番号と一致していることが確認できること、iii) 当該医療機関から提供された国保入院治療費

請求台帳には、申立人の妻が、61年5月5日から62年5月13日までの期間について、当該医療機関に入院していたことが記載されていること、iv) オンライン記録及び住所地の市町村が作成した国民年金被保険者名簿によると、申立人の妻は、当該入院期間について、国民年金の申請免除期間となっていることが確認できることから判断すると、申立期間③当時、申立人が、当該事業所における健康保険及び厚生年金保険に継続して加入していたとは考え難い。

加えて、雇用保険支給台帳によると、申立人は、昭和57年12月31日に当該事業所を離職した後、58年2月9日に求職の申込みを行い、待期期間の満了後、同年2月16日から同年10月13日までの期間について、求職者給付の基本手当を受給していることが確認できる。

その上、オンライン記録及び申立人に係る被保険者原票を確認したところ、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が訂正されているなどの形跡は見当たらない。

4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4995

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から同年 12 月まで  
② 昭和 43 年 4 月から同年 12 月まで  
③ 昭和 44 年 4 月から同年 12 月まで  
④ 昭和 45 年 4 月から同年 12 月まで  
⑤ 昭和 46 年 4 月から同年 12 月まで  
⑥ 昭和 47 年 4 月から同年 12 月まで  
⑦ 昭和 48 年 4 月から同年 12 月まで  
⑧ 昭和 49 年 5 月から同年 12 月まで  
⑨ 昭和 50 年 5 月から同年 12 月まで  
⑩ 昭和 51 年 5 月から同年 12 月まで  
⑪ 昭和 52 年 5 月から同年 12 月まで  
⑫ 昭和 53 年 5 月から同年 12 月まで  
⑬ 昭和 54 年 4 月から同年 12 月まで  
⑭ 昭和 55 年 4 月から同年 12 月まで  
⑮ 昭和 56 年 4 月から同年 12 月まで  
⑯ 昭和 57 年 4 月から同年 12 月まで  
⑰ 昭和 58 年 4 月から同年 12 月まで  
⑱ 昭和 59 年 4 月から同年 12 月まで  
⑲ 平成 19 年 5 月から同年 7 月 15 日まで

申立期間は、A社で季節雇用として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時の事業主の妻は、「申立人は、A社が設立された昭和43年に季節雇用者として入社したと記憶している。」と供述しており、商業登記簿謄本によると、A社は、申立期間①後の昭和43年1月17日に設立されたことが確認できること、及び同社から提出された平成6年に作成されたとする従業員住所録には、申立人の入社年月日が昭和43年4月1日と記載されていることから、申立人の申立期間①における勤務実態について確認することができない。

また、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和43年4月23日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所でなかったことが確認できる上、当該事業所は、「当時の社会保険関係の資料等は保管されていない。」と回答しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②から⑱までについて、前述の事業主の妻は、「申立人は、昭和43年から季節労働者として勤務したと記憶している。それ以降も、毎年、継続して季節労働者として勤務していた。」との供述及び昭和49年以降確認できる雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、当該期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「当時の社会保険関係の資料等は保管されていない。」と回答しており、申立人の当該期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、当該事業所の事務担当者は、「当該期間当時に勤務していた同僚から、季節雇用の方は、給与の手取りを多くするために、社会保険に加入していなかったという話を聞いたことがある。」と供述しており、上述の事業主の妻は、「当時、季節雇用の方たちは、社会保険に加入させていなかったと思う。」と供述している。

さらに、上述の事務担当者は、「季節雇用の方は昭和60年頃から厚生年金保険に加入するようになったと思う。」と供述している上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、申立人と同様に、当該事業所において昭和60年に厚生年金保険に加入し、その後、毎年、被保険者資格の取得と喪失を繰り返している者が申立人以外に7人確認できるが、これらの者の雇用保険の加入記録を確認したところ、43年から55年の間に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、当該事業所では、季節雇用者について、59年以前においては、厚生年金保険に加入させていない取扱いを行っていたと認められる。

加えて、上記7人のうち唯一生存及び所在が確認できた者に照会したもの

の、協力が得られず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を裏付ける供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間⑱について、申立人は、「平成 19 年 11 月に現場で休憩中に穴に落ちケガをして病院に行き労災扱いで受診し、その後退職した。」と主張している。

しかしながら、当該事業所から提出されたタイムカードにより、申立人は、労災事故が原因で平成 18 年 11 月 21 日から休みを取り、同年 12 月 22 日に退職したことが確認できることから、申立人の申立期間⑱における勤務実態について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人に照会したものの、協力は得られず、申立人の申立ての事実を確認できない。

さらに、雇用保険の加入記録によると、当該事業所において季節労働者であった申立人は、昭和 49 年から平成 18 年までの期間、毎年、当該事業所において同保険に加入していたことが確認できるものの、申立期間⑱については、同保険の加入記録が確認できない。

このほかに、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4996 (函館厚生年金事案 17 及び北海道厚生年金事案 4768  
の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月 15 日から 45 年 5 月 30 日まで  
② 昭和 45 年 10 月 15 日から 46 年 5 月 30 日まで  
③ 昭和 46 年 10 月 15 日から 47 年 5 月 8 日まで  
④ 昭和 47 年 11 月 20 日から 48 年 5 月 30 日まで  
⑤ 昭和 49 年 10 月 7 日から 50 年 3 月 30 日まで  
⑥ 昭和 50 年 11 月 20 日から 51 年 2 月 28 日まで  
⑦ 昭和 51 年 10 月 5 日から 52 年 2 月 15 日まで  
⑧ 昭和 52 年 9 月 15 日から 53 年 2 月 5 日まで  
⑨ 昭和 53 年 9 月 20 日から 54 年 3 月 5 日まで

私は、昭和 44 年 10 月から 54 年 3 月までのうち、A 社の B 工場で勤務していた期間以外は、C 社の冷凍倉庫で荷役作業をしていた。しかしながら、同社に勤務していた申立期間①から⑨までについて、厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、同保険の被保険者であったことを認めてほしいと年金記録確認函館地方第三者委員会(当時)及び年金記録確認北海道地方第三者委員会に申し立てたが、いずれの第三者委員会においても認められなかった。

今回、年金記録確認北海道地方第三者委員会の結論に対する、私の意見をまとめた申立書を提出するので、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、C 社は、既に法人の解散及び清算が終了しており、関連資料の確認ができないこ

と、ii) 申立人について、申立期間に係るC社の雇用保険の加入記録が確認できないこと、iii) 雇用保険の記録によると、申立期間①及び④の大半は、A社の雇用保険加入期間と重複しており、申立期間⑤から⑨までについては、雇用保険の給付を受給していたことを示す求職者給付記録があること、iv) 複数の同僚の供述及び親会社のD社の回答によると、勤務実態は認められるが、厚生年金保険料の控除については確認できないこと等を理由として、既に年金記録確認函館地方第三者委員会の決定に基づき、平成20年5月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の再申立てについては、i) 申立人は、申立内容について証言してくれる者として、自身と一緒に漁業に従事し、その後、C社でも一緒に勤務していたとする同僚及び同社の親会社の経理担当者であったとする同僚の二人の名前を挙げているが、一緒に勤務していたとする同僚は、「申立期間①及び④の一部の期間で合わせて10か月程度、申立人と一緒にC社に勤務した。その時、申立人から、同社で健康保険、厚生年金保険及び失業保険を掛けてくれるということなので、このまま勤務することにしたとの話を聞いたことを覚えている。」と供述しているものの、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、当該同僚が申立人と一緒に同社に勤務したとする期間には別の事業所であるA社で同保険に加入していたことが確認できる上、C社の親会社の経理担当者であったとする同僚は、「申立人とは面識が無く、直接担当していないので、申立人の厚生年金保険の取扱いについては明言できないが、当社では、グループ会社を含め従業員の社会保険への加入については、法の基準に合わせ厳格に取り扱っていた。」と供述しており、当該二人の同僚からは、申立人の申立ての事実を裏付ける供述及び資料を得ることができなかったこと、ii) 申立期間当時、C社で厚生年金保険に加入していた同僚のうち生存及び所在が判明した13人に照会し、10人から回答が得られたが、いずれの者からも申立人の厚生年金保険の適用及び保険料控除について、具体的な供述を得ることはできなかったこと等を理由として、既に年金記録確認北海道地方第三者委員会の決定に基づき、平成25年10月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「年金記録確認北海道地方第三者委員会の結論に承服できない。同委員会の結論に対する私の意見をまとめた申立書を提出するので、改めて調査してほしい。」と主張しているが、申立人から提出された申立書からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できない。

また、申立人は、C社の親会社の社員で冷凍倉庫の責任者であったとする者、自身と一緒に漁業に従事し、その後、C社でも一緒に勤務していたとする同僚及び同社の親会社の経理担当者であったとする同僚の3人の名前を挙げているが、責任者であったとする者は、「C社は、申立期間も申立人を厚生年金保

険に加入させていたと思うが、当時の資料は無く、具体的な申立人の勤務期間、給与額及び保険料については分からない。」と供述しており、他の同僚二人については、前回の再申立てにおいて既に照会したものの、申立人の申立ての事実を裏付ける供述及び資料を得られなかった上、このうち一緒に勤務していたとする同僚については、全ての申立期間において、別の事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人及び上述の責任者であったとする者は、C社では冬期間に毎年10人から20人の短期労働者が勤務していた旨供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録によると、申立期間を含む昭和42年から54年までの13年間において、同保険の加入期間が9か月以内で、季節雇用者であったとみられる者は、42年から45年までの4年間は、毎年10人以上が確認できたものの、46年以降の9年間については、合わせて8人のみであることを踏まえると、同社では、季節雇用者について、同年以降は、一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

加えて、今回、改めてC社に係る被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

そのほかに年金記録確認函館地方第三者委員会及び年金記録確認北海道地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。